

議案第90号

墨田区学童災害共済条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区学童災害共済条例を廃止する条例

墨田区学童災害共済条例（昭和56年墨田区条例第14号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の墨田区学童災害共済条例（以下「廃止前条例」という。）に基づき給付すべき事由の生じた共済見舞金については、廃止前条例第10条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前条例第10条第2号中「終了した日から3月以内」とあるのは、「終了した日から3月以内。ただし、令和6年4月1日において治療が終了していない場合は、同日から3月以内」とする。
- 3 廃止前条例第13条及び第14条の規定は、墨田区規則で定める日までの間、なおその効力を有する。

（提案理由）

子ども医療費助成制度の充実等による学童災害共済制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、当該制度を廃止する必要がある。